

# 各種加算等自己点検シート、各種加算・減算適用要件等一覧

## <目次>

### 1 指定居宅サービス介護給付費

101	訪問介護費
102	訪問入浴介護費
103	訪問看護費
104	訪問リハビリテーション費
105	居宅療養管理指導費
106	通所介護費
107	通所リハビリテーション費
108	短期入所生活介護費
109	短期入所療養介護費
110	特定施設入居者生活介護費
111	福祉用具貸与費

### 2 指定居宅介護支援介護給付費

201	居宅介護支援費
-----	---------

### 3 指定施設サービス等介護給付費

301	介護福祉施設サービス
302	介護保健施設サービス
303	介護療養施設サービス

### 4 指定介護予防サービス介護給付費

401	介護予防訪問介護費
402	介護予防訪問入浴介護費
403	介護予防訪問看護費
404	介護予防訪問リハビリテーション費
405	介護予防居宅療養管理指導費
406	介護予防通所介護費
407	介護予防通所リハビリテーション費
408	介護予防短期入所生活介護費
409	介護予防短期入所療養介護費
410	介護予防特定施設入居者生活介護費
411	介護予防福祉用具貸与費

### 5 指定介護予防支援介護給付費

501	介護予防支援費
-----	---------

### 6 指定地域密着型サービス介護給付費

601	夜間対応型訪問介護費
602	認知症対応型通所介護費
603	小規模多機能型居宅介護費
604	認知症対応型共同生活介護費
605	地域密着型特定施設入居者生活介護費
606	地域密着型介護福祉施設サービス

### 7 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費

701	介護予防認知症対応型通所介護費
702	介護予防小規模多機能型居宅介護費
703	介護予防認知症対応型共同生活介護費

※ サービス種別ごとに101～703まで数字(以下「コード」という。)を割り当てています。このコードは、索引するために便宜的に活用するものです。

※ 加算・減算適用要件一覧について

注1 実施加算の区分における△は、各加算にかかる適用条件が実施されることにより算定するものの、人員の配置等体制的要件も含まれるものに付しています。

注2 各種加算・減算ごとのQ&Aは、これまで介護保険最新情報等で周知を図ってきた改訂Q&Aを簡易にまとめたものとなります。

各Q&Aの最後に、介護保険最新情報の問いの番号を記載していますので、疑義が生じた際には必ず各自で介護保険最新情報等を確認してください。

## 110 特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
個別機能訓練加算	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上機能訓練指導員を配置	<input type="checkbox"/> 配置	
	多職種協働による個別機能訓練計画の作成	<input type="checkbox"/> 作成	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	<input type="checkbox"/> 実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	<input type="checkbox"/> 3月毎に実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	<input type="checkbox"/> あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	<input type="checkbox"/> あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録
夜間看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている	<input type="checkbox"/> 配置	
	24時間連絡体制の確保等	<input type="checkbox"/> あり	夜間連絡・対応体制の指針、マニュアル等
	重度化した場合における対応の指針の有無	<input type="checkbox"/> あり	重度化対応のための指針
	入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意の有無	<input type="checkbox"/> あり	
医療機関連携加算	看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、利用者毎に健康状況を随時記録	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者の同意の有無	<input type="checkbox"/> あり	
	協力医療機関等から情報提供の受領の確認を得ている	<input type="checkbox"/> あり	
	協力医療機関等と情報内容を定めている	<input type="checkbox"/> あり	
	協力医療機関又は利用者の主治医に月1回以上情報提供	<input type="checkbox"/> あり	
外部サービス利用型における障害者等支援加算	知的障害又は精神障害を有する利用者の基本サービスの提供にあたり、特に支援を必要とする者	<input type="checkbox"/> あり	

## 110 特定施設入居者生活介護費

特定施設入居者生活介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
人員基準欠如減算			減算 70/100	看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号5)に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合) <平成12年厚生省告示第27号5> 職員数が基準を満たさない場合
個別機能訓練加算	△		加算 1日につき 12単位	特定施設入居者生活介護費については、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合
個別機能訓練加算Q&A	① 個別機能訓練加算について、配置としての加算なのか、それとも実施した対象者のみの加算なのか。			① 個別機能訓練加算については、単に体制があるだけでなく、体制を整えた上で個別に計画を作成するなどプロセスを評価するものであることから、入所者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、全ての入所者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。(平18.4版 VOL.1 問76)
	② 個別機能訓練加算に係る算定方法、内容等について示されたい。			② 当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、通所介護サービスにおいては実施日、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能である。 なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協同して、利用者毎にアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。(平18.4版 VOL.3 問15)

加算・減算名		実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜間看護体制加算			○	加算 1日につき 10単位	<p>特定施設入居者生活介護費については、厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚生省告示第26号20)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、特定施設入居者生活介護を行った場合</p> <p>&lt;平成12年厚生省告示第26号20&gt;  イ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。  ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。  ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p>
夜間看護体制加算Q&A		① 訪問看護ステーションと連携して24時間連絡体制の確保をし、必要に応じて健康上の管理等を行う体制にあれば、実際に管理を必要としない利用者に対しても算定されるのか。			① 夜間看護体制加算は、訪問看護ステーション等と連携して夜間における24時間連絡体制の確保等により、必要に応じて健康上の管理等を行うことを目的とした加算であり、体制が整備されている事業所に入所した利用者全員に加算する。(平18. 4版VOL1 問65)
医療機関連携加算		○		加算 1月につき 80単位	看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。
<b>外部サービス利用型特定施設入居者生活介護</b>					
人員基準欠如減算				減算 70/100	<p>看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号5)に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合)</p> <p>&lt;平成12年厚生省告示第27号5&gt;  職員数が基準を満たさない場合</p>
障害者等支援加算			○	加算 1日につき 20単位	養護老人ホームである外部サービス利用型特定施設において、精神障害等の理由により特に支援を必要とする者に対して基本サービスを行った場合、1月につき20単位を加算する。

## 410 介護予防特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果		
個別機能訓練加算	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	<input type="checkbox"/>	配置	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	<input type="checkbox"/>	配置	
	多職種協働による個別機能訓練計画の作成	<input type="checkbox"/>	作成	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	<input type="checkbox"/>	実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	<input type="checkbox"/>	3月毎に実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	<input type="checkbox"/>	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	<input type="checkbox"/>	あり	実施時間、訓練内容、担当者等の個別訓練に係る記録
医療機関連携加算	看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、利用者毎に健康状況を随時記録	<input type="checkbox"/>	あり	
	利用者の同意の有無	<input type="checkbox"/>	あり	
	協力医療機関等から情報提供の受領の確認を得ている	<input type="checkbox"/>	あり	
	協力医療機関等と情報内容を定めている	<input type="checkbox"/>	あり	
	協力医療機関又は利用者の主治医に月1回以上情報提供	<input type="checkbox"/>	あり	
外部サービス利用型における障害者等支援加算	知的障害又は精神障害を有する利用者の基本サービスの提供にあたり、特に支援を必要とする者	<input type="checkbox"/>	あり	

## 410 介護予防特定施設入居者生活介護費

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
人員基準欠如減算			減算 70/100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号18)に該当しない場合(基準に定める員数を置いていない場合)  <平成12年厚生省告示第27号18> 職員数が基準を満たさない場合
個別機能訓練加算	△		加算 1日につき 12単位	介護予防特定施設入居者生活介護費について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合 (利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)
個別機能訓練加算Q&A	① 配置としての加算なのか、それとも実施した対象者のみの加算なのか。			① 単に体制があるだけでなく、体制を整えた上で個別に計画を作成するなどプロセスを評価するものであることから、入所者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、全ての入所者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。(平18.4版 VOL1 問76)
	② 機能訓練指導員が不在の日は加算が算定できないか。			② 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して個別機能訓練計画に従い訓練を行うこととしており、機能訓練指導員が不在の日でも算定できる。(平18.4版 VOL1 問77)
	③ 個別機能訓練加算に係る算定方法、内容について示されたい。			③ 当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、通所介護サービスにおいては実施日、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能である。なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協同して、利用者毎にアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。(平18.4版 VOL3 問15)
医療機関連携加算	○		加算 1月につき 80単位	看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(指定介護予防サービス基準第242条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合
外部サービス利用型における障害者等支援加算	○		加算 1日につき 20単位	養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)である指定介護予防特定施設において、厚生労働大臣が定める者(平成21年厚生労働省告示第82号2)に対して基本サービスを行った場合  <平成21年厚生労働省告示第82号2> 知的障害又は精神障害を有する利用者であつて、これらの障害の状況により、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第二百五十三条に規定する基本サービスの提供に当つて、特に支援を必要とするもの

(適用要件一覧)

410 介護予防特定施設入居者生活介護費(1/1)

## 605 地域密着型特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
個別機能訓練加算	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
	多職種協働による個別機能訓練計画の作成	<input type="checkbox"/> 作成	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	<input type="checkbox"/> 実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	<input type="checkbox"/> 3月毎に実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	<input type="checkbox"/> あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	<input type="checkbox"/> あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録
夜間看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている	<input type="checkbox"/> 配置	
	看護職員による24時間連絡体制の確保等	<input type="checkbox"/> あり	夜間連絡・対応体制の指針、マニュアル等
	重度化した場合における対応の指針の有無	<input type="checkbox"/> あり	重度化対応のための指針
	入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意の有無	<input type="checkbox"/> あり	
	研修棟で看護、介護職員に連絡体制の内容が調整されている	<input type="checkbox"/> あり	
医療機関連携加算	看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、利用者毎に健康状況を随時記録	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者の同意の有無	<input type="checkbox"/> あり	
	協力医療機関等から情報提供の受領の確認を得ている	<input type="checkbox"/> あり	
	協力医療機関等と情報内容を定めている	<input type="checkbox"/> あり	
	協力医療機関又は利用者の主治医に月1回以上情報提供	<input type="checkbox"/> あり	



## 605 地域密着型特定施設入居者生活介護費

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
人員基準欠如減算			減算 70/100	看護職員又は介護職員を指定地域密着型サービスの基準に定める員数をおいていないこと。
個別機能訓練加算	△		加算 1日につき 12単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合
個別機能訓練加算Q&A	① 個別機能訓練加算について、配置としての加算なのか、それとも実施した対象者のみの加算なのか。			① 個別機能訓練加算については、単に体制があるだけでなく、体制を整えた上で個別に計画を作成するなどプロセスを評価するものであることから、入所者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、全ての入所者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。(平18. 4版 VOL1 問76)
	② 個別機能訓練加算に係る算定方法、内容等について示されたい。			② 当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、通所介護サービスにおいては実施日、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能である。 なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協同して、利用者毎にアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。(平18. 4版 VOL3 問15)
医療機関連携加算	○		加算 1月につき 80単位	看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(指定地域密着型サービス基準第127条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合
夜間看護体制加算		○	加算 1日につき 10単位	厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第26号28)に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合。  <平成12年厚生省告示第26号28> イ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
夜間看護体制加算Q&A	① 訪問看護ステーションと連携して24時間連絡体制の確保をし、必要に応じて健康上の管理等を行う体制があれば、実際に管理を必要としない利用者に対しても算定されるのか。			① 夜間看護体制加算は、訪問看護ステーション等と連携して夜間における24時間連絡体制の確保等により、必要に応じて健康上の管理等を行うことを目的とした加算であり、体制が整備されている事業所に入所した利用者全員に加算する。(平18. 4版 VOL1 問65)

(適用要件一覧)

605 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1/1)